

F I T 構 想 推 進 協 議 会 規 約

(名 称)

第1条 本会はF I T構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、福島、茨城、栃木3県の県際地域が連携した地域づくりのあり方、推進の基本方策等について協議し、その合意形成を図り、もって3県の県際地域における広域交流圏の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) F I T構想（以下「本構想」という。）の主要プロジェクトに基づく事業の構築及び推進に関すること。
- (2) 本構想の推進に必要な調査及び研究に関すること。
- (3) その他広報活動、要望活動等協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体及び学識経験者をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名

2 役員は、総会において会員の互選により決定する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたとき、補充により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任満期が満了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(総 会)

第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会の仕事は、会長が務める。

(幹 事 会)

第9条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営のために必要な事項及び協議会の付託事項について協議する。
- 3 幹事会は、会長が委嘱する者をもって構成する。
- 4 幹事会に座長を置き、座長は、幹事会を総括する。

(部 会)

第 10 条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、専門の事項及び協議会の付託事項について調査、検討する。

3 部会は、会長が委嘱する者をもって構成する。

(参 与)

第 11 条 協議会に参与を置くことができる。

2 参与は、本人の同意を得て会長が委嘱する。

(会議の開催)

第 12 条 総会、幹事会及び部会は、会長が招集する。

(経 費)

第 13 条 協議会の運営に係る経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 14 条 協議会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。予算の重要な変更もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会承認前の予算執行が必要な場合は、幹事会の承認により実施できるものとする。この場合にも、総会において事後の承認を得るものとする。

(会 計 年 度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事 務 局)

第 16 条 協議会の事務を処理するため、会長の所属する団体に事務局を置く。

(規約の変更)

第 17 条 この規約の変更は、総会で決定する。

(会長への委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成 4 年 1 月 20 日から施行する。

2 第 15 条の規定にかかわらず、平成 3 年度の会計はこの協議会設立の日が始まる。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

別 表（第4条関係）

団体		
福島県	茨城県	栃木県
いわき市	白河市	須賀川市
鏡石町	天栄村	南会津町
下郷町	西郷村	泉崎村
中島村	矢吹町	棚倉町
矢祭町	埴町	鮫川村
石川町	玉川村	平田村
浅川町	古殿町	
日立市	常陸太田市	高萩市
北茨城市	常陸大宮市	大子町
大田原市	矢板市	さくら市
那須塩原市	那須烏山市	益子町
茂木町	市貝町	那珂川町
那須町		
福島県商工会議所連合会		福島県商工会連合会
福島県農業協同組合中央会		福島県森林組合連合会
公益財団法人福島県観光物産交流協会		
茨城県商工会議所連合会		茨城県商工会連合会
茨城県農業協同組合中央会		茨城県森林組合連合会
一般社団法人茨城県観光物産協会		
公益社団法人栃木県経済同友会		一般社団法人栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会		栃木県農業協同組合中央会
栃木県森林組合連合会		公益社団法人栃木県観光物産協会
学識経験者		
福島大学准教授 林 薫平		
宇都宮共和大学教授 古池弘隆		